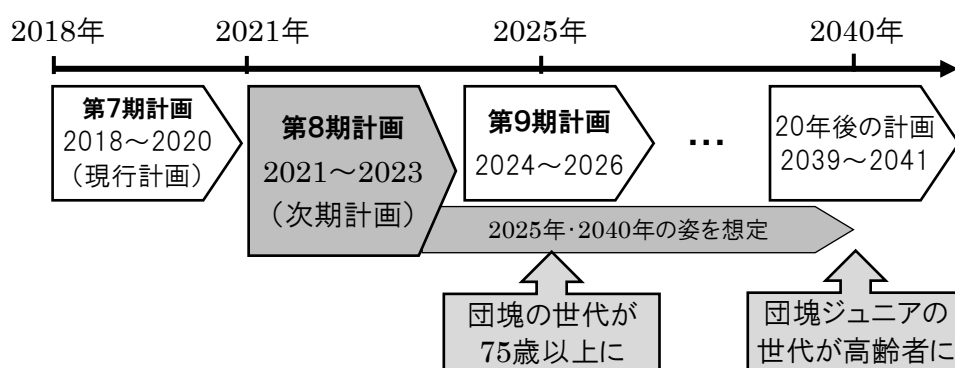


第8期介護保険事業計画の策定に向けて

1. 国の基本指針の見直しにあたっての基本的な考え方

(1) 2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備

いわゆる団塊世代が75歳以上となる2025(令和7)年、さらにはいわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040(令和22)年に向けて、地域ごとの推計人口等から導かれる介護需要を踏まえ、2025(令和7)年及び2040(令和22)年を見据えた第8期計画の位置づけを明らかにし、具体的な取組内容やその目標を計画に位置づけることが必要である。



(2) 地域共生社会の実現

地域に生きる一人ひとりが尊重され、多様な経路で社会とつながり参画することで、その生きる力や可能性を最大限に発揮できる地域共生社会を実現するため、その理念や考え方を踏まえた包括的な支援体制の整備や具体的な取組が重要である。

(地域共生社会については後述)

(3) 介護予防・健康づくり施策の充実・推進

被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態となった場合においても、可能な限り住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにする。高齢者をはじめとする意欲のある方々が社会で役割を持って活躍できるよう、多様な就労・社会参加ができる環境整備を進めるため、介護予防・健康づくりの取組を強化して健康寿命の延伸を図ることが求められる。

(4) 有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化

高齢者が住み慣れた地域において暮らし続けるための取組として、「自宅」と「介護施設」の中間に位置するような住宅も増えており、また、生活面で困難を抱える高齢者が多いことから、住まいと生活支援を一体的に提供する取組も進められている。

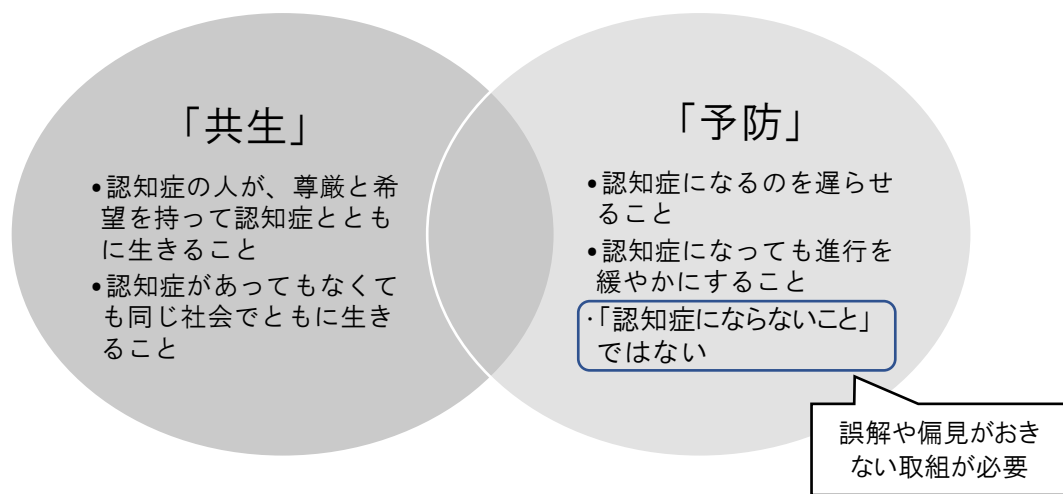
有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅の整備状況も踏まえながら介護保険事業計画を作成し、サービス基盤整備を適切に進めていくことが必要である。

(5) 認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進

令和元年6月に取りまとめられた「認知症施策推進大綱」を踏まえ、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として、

- ①普及啓発・本人発信支援
- ②予防
- ③医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
- ④認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援
- ⑤研究開発・産業促進・国際展開

の5つの柱に基づいて施策が推進されている。



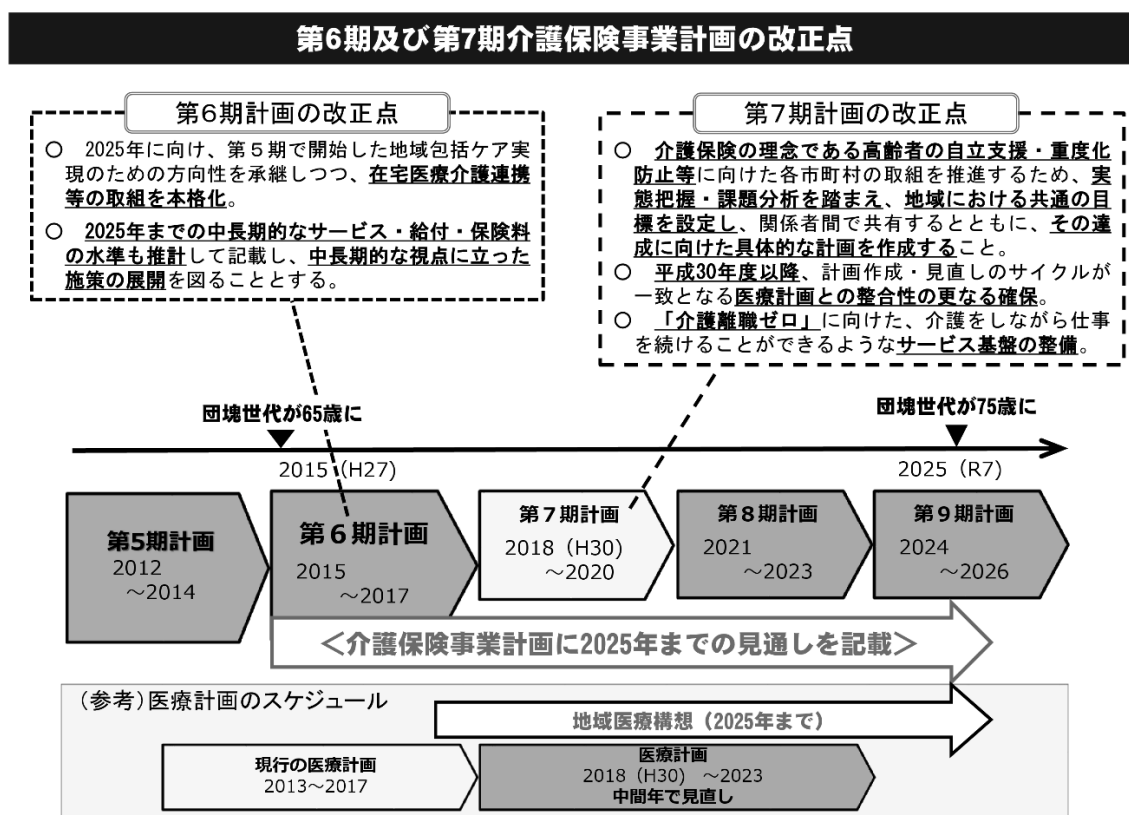
(6) 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

現状の介護人材不足に加え、2025(令和7)年以降は現役世代(担い手)の減少が顕著となり、地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保が大きな課題となる。

このため、介護人材の確保について、介護保険事業計画に取組方針等を記載し、これに基づき計画的に進めるとともに、都道府県と市町村とが連携しながら進めることが必要である。

これに加えて、総合事業等の担い手を確保する取組や、介護現場の業務改善や文書量削減、ロボット・ICTの活用の推進等による業務の効率化の取組を強化することが重要である。

(参考) これまでの基本指針の主な改正点

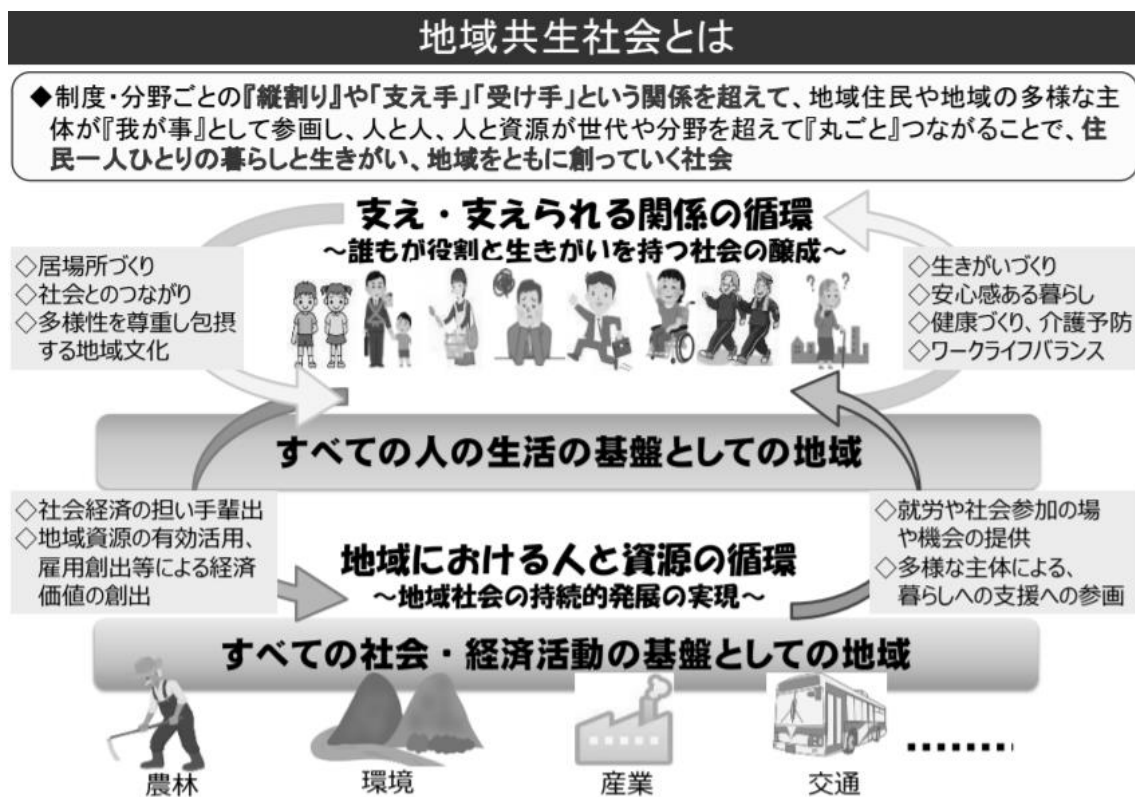


厚生労働省社会保障審議会介護保険部会(第90回)「基本指針について(参考資料1-1)」令和2年2月21日

2. 地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進

(1) 地域共生社会の理念

地域共生社会の理念とは、制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会を創るという考え方。福祉の政策領域だけでなく、対人支援領域全体、一人ひとりの多様な参加の機会の創出や地域社会の持続という観点に立てば、その射程は、地方創生、まちづくり、住宅、地域自治、環境保全、教育など他の政策領域に広がる。



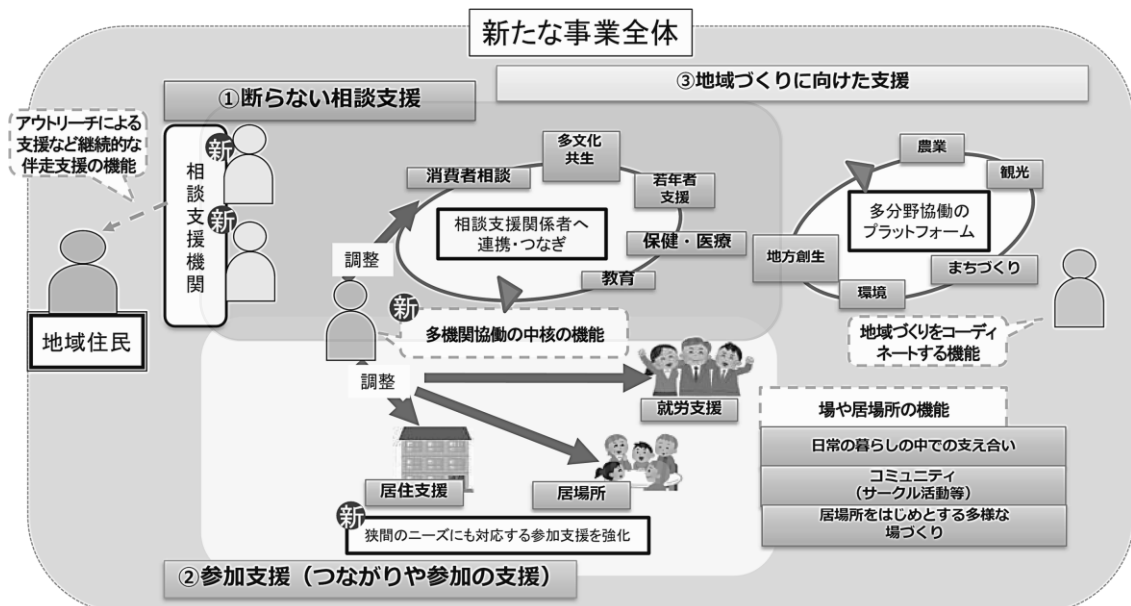
厚生労働省「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」(地域共生社会推進検討会)最終とりまとめ(概要)令和元年12月26日

(2) 包括的な支援体制の整備

市町村がそれぞれの実情に応じて包括的な支援体制を整備するため、以下の支援を一体的に実施する事業を創設する。(重層的支援体制整備事業)

- ①断らない相談支援
- ②参加支援(社会とのつながりや参加の支援)
- ③地域づくりに向けた支援

本事業全体の理念は、アウトリーチを含む早期の支援、本人・世帯を包括的に受け止め支える支援、本人を中心とし、本人の力を引き出す支援、信頼関係を基盤とした継続的な支援、地域とのつながりや関係性づくりを行う支援である。



厚生労働省「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」(地域共生社会推進検討会)最終とりまとめ(概要)令和元年12月26日

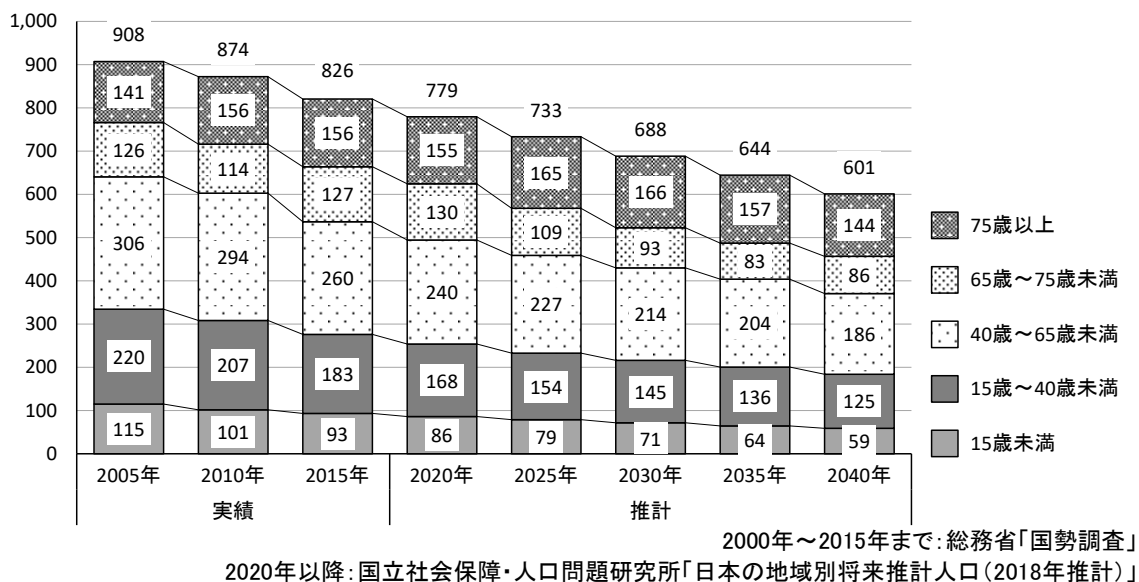
(3) 包括的な支援体制の整備促進のための基盤

包括的支援に携わる専門職等の支援の質を担保するため、研修カリキュラムや教材等の整備の推進、研修の実施等、人材の育成・確保に向けた取組を進めることが重要。また、庁内全体で包括的な支援体制について検討し、体制の構築を進める中で、福祉部門の職員だけではなく、職員全体に対して研修等を行う必要がある。事業開始後も、人材を組織的に育成しつつ、チームで対応していくことが求められる。

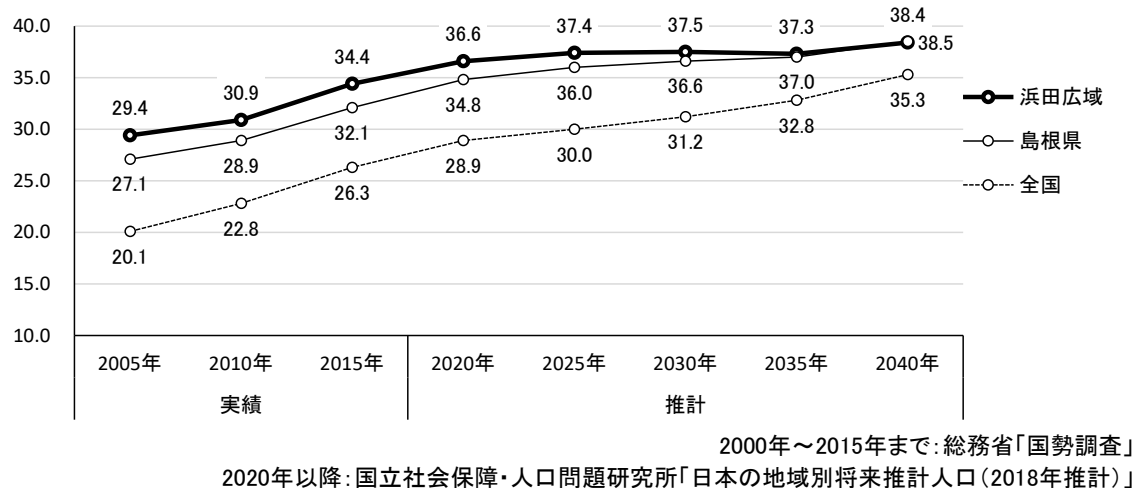
3. 浜田広域行政組合の介護保険の状況

(1) 高齢者数の推移と推計

① 人口の推移と推計(百人)

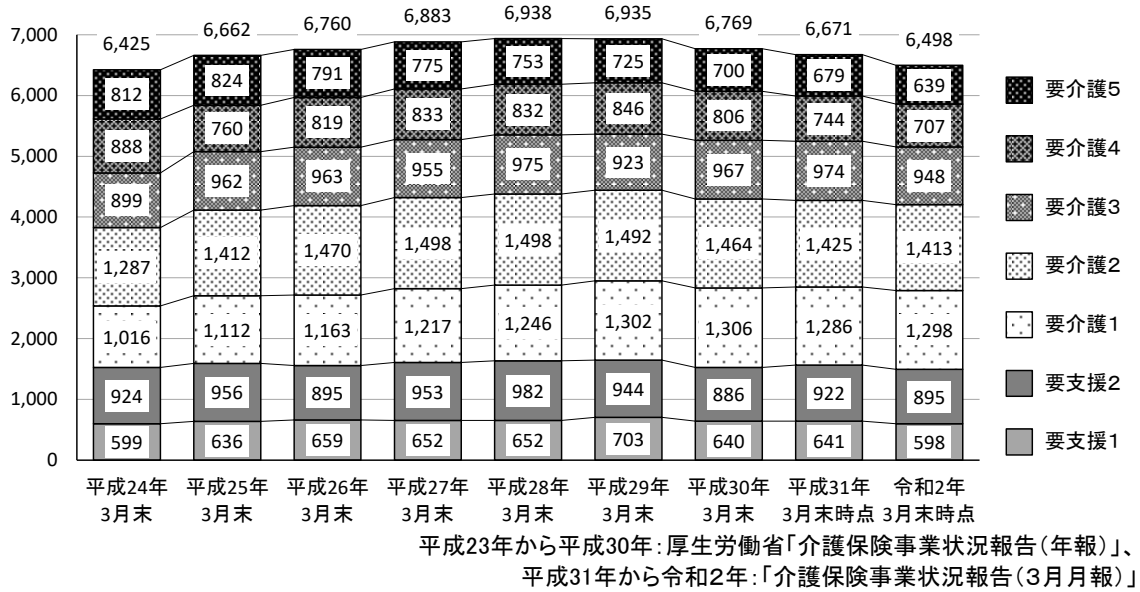


② 65歳以上高齢化率の推移と推計(%)

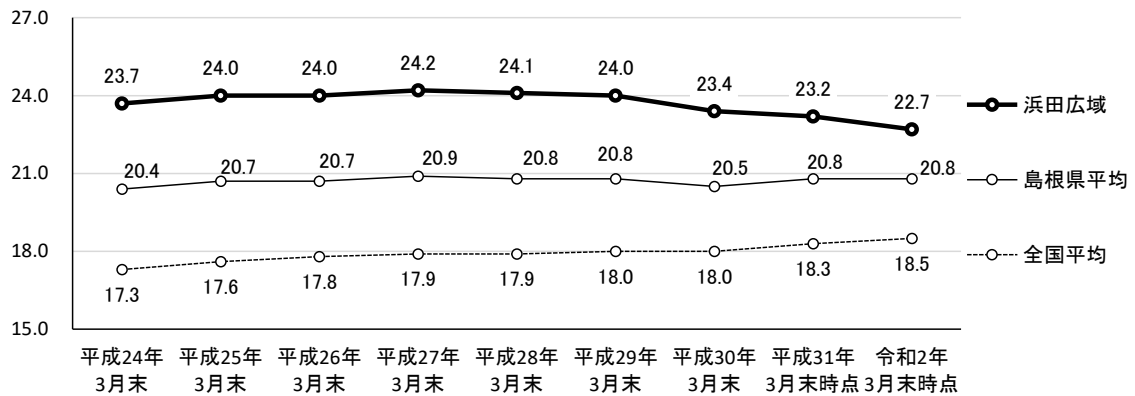


(2) 要支援・要介護認定者

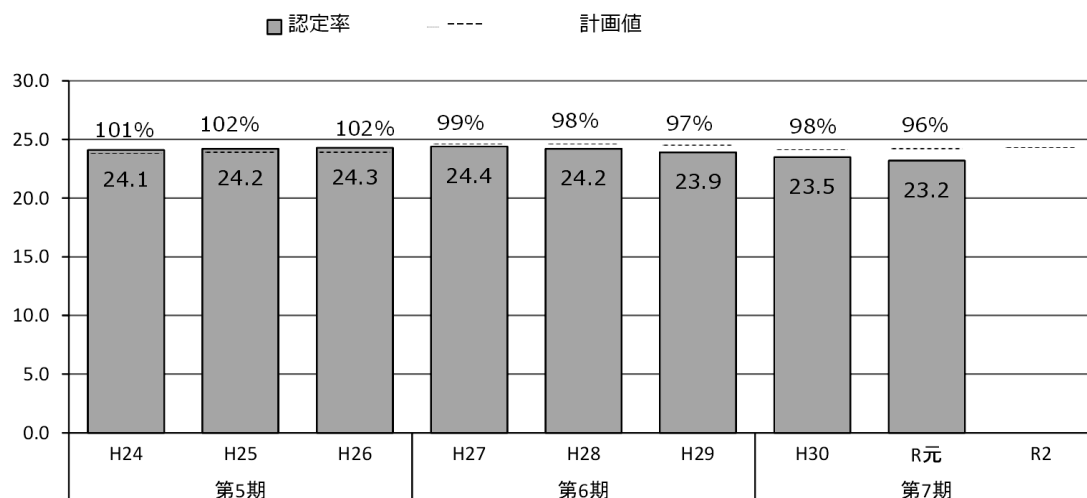
① 要支援・要介護認定者数の推移(人数)



② 要支援・要介護認定率の推移(%)



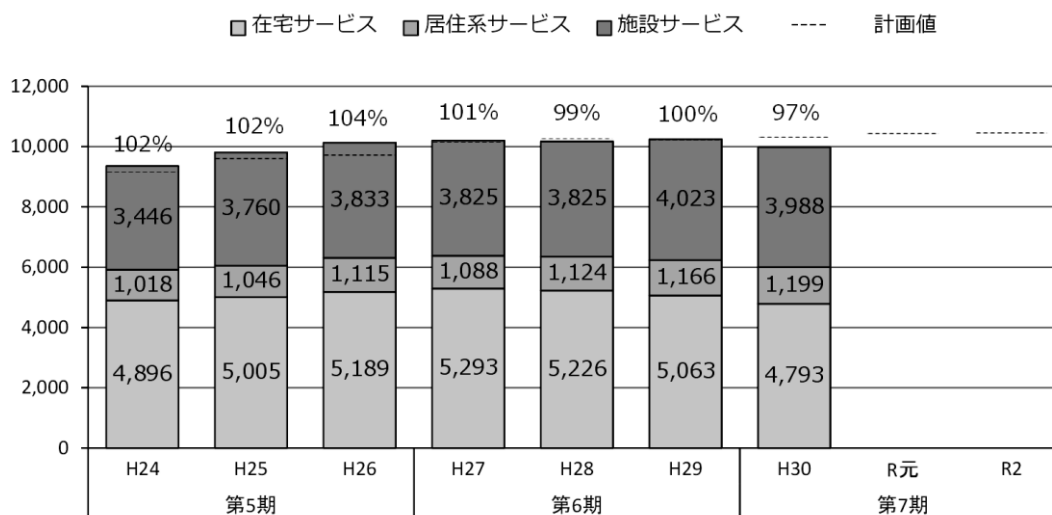
③ 要支援・要介護認定率の対計画値(%)



(実績値)厚生労働省「介護保険事業状況報告」9月月報

(3) 介護給付費

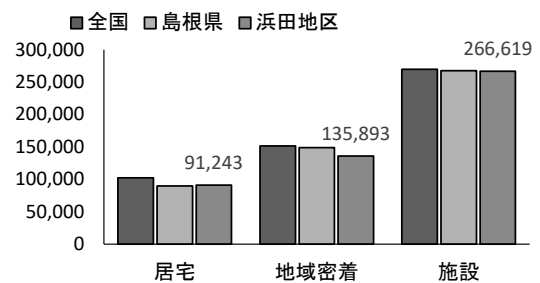
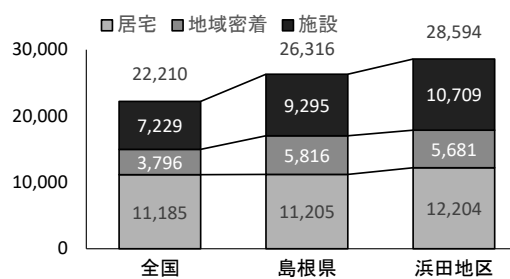
① 介護給付費の対計画値(百万円)



厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報(平成30年度のみ「介護保険事業状況報告」月報)

② サービス給付費の国・島根県との比較

■高齢者一人あたりサービス給付額(円) ■利用者一人あたりサービス給付額(円)



「介護保険事業状況報告」令和2年1月報